東京未来大学地域連携センター規程

平成２８年１２月２１日　制定

規程第１１１号

（趣旨）

第１条 この規程は、東京未来大学組織規程第１９条の３の規定に基づき、東京未来大学地域連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条 センターは、東京未来大学の地域連携及び産学連携の総合窓口として、地域住民、ＮＰＯ、行政機関、企業等との連携を深め、地域の文化及び産業の振興並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（業務）

第３条 センターは次の各号に掲げる事項を実施する。

（１） 地域社会の諸活動に対する専門的な支援や地域課題に係る調査研究の調整、受け入れに関すること。

（２） 外部機関との共同研究・開発及び受託研究の調整、受け入れに関すること。

（３） 生涯学習事業の企画立案及び実施に関すること。

（４） 地域連携及び産学連携に係る情報の収集及び発信に関すること。

（５） 各学部が行う地域連携・産学連携に係る企画・連絡・調整に関すること。

（６） その他前条の目的を達成するために必要なこと。

（構成）

第４条 センターに、次の教職員を置く。

（１） センター長

（２） 専任教員の中から全学教授会より推薦された者若干名

（３） エンロールメント・マネジメント局に所属する若干名

（４） その他学長が指名するもの

２　センターに特任教員を置くことができる。その選考は全学教授会において行う。

３　前項第２号、第３号及び第４号に掲げる者の任期は２年とし、再任を妨げない。

（センター長）

第５条 センター長は、全学教授会の議を経て学長が指名する。

２　センター長は、センターの業務を総括する。

３　センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。

（委員会）

第６条　センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、東京未来大学地域連携センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

２　委員会は、センター構成員のほか、センター長が必要と認めた者をもって構成する。

３　前項の委員の任期は２年とし、再任は妨げない。

（委員長等）
第７条　委員長は、センター長をもってあてる。
２　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された者がその職務を代行する。
３　委員長は委員会を招集し、その議長となる。
（会議）
第８条　委員会は委員の三分の二以上の出席をもって成立する。
２　議決は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。なお、定足数には委任状も含むものとする。
３　委員長が必要と認めた場合には、第６条第２項に定める構成員以外の者を出席させることができる。
（審議事項）
第９条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
（１）センターの管理運営の基本方針に関する事項
（２）センターの業務計画の基本方針に関する事項
（３）センターを運用するにあたって必要となる他の学内組織との連携に関する事項
（４）センターの構成員に関する事項
（５）その他センター長が必要と認めた事項
（改廃）
第１０条　この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。
（その他）
第１１条　この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２９年５月２４日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。